

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法第55条の規定に基づき、郡山保健所から営業許可を受けている方へ

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき手続きをお願いします。

記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。期日に余裕を持って手続きを行ってください。
- 2 下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行ってください。
期日中に都合が悪く手続きができない方は、郡山保健所衛生課までご連絡ください。
- 3 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ① 食品衛生責任者修了証等の資格を証するもの
 - ② 更新手続き手数料（業種により手数料が異なります。「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください。）

※廃業されている場合は、営業許可証を持参し、営業廃止届を提出してください。

※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要になる場合があります。

施設の所在地	営業許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する日時及び更新受付会場
天理市	H33.11.30 (R3.11.30)	令和3年10月26日、27日 " 11月4日、5日、10日、11日 13:30～16:00 郡山保健所 衛生課②窓口

問い合わせ先：

奈良県郡山保健所 衛生課

TEL:0743-51-0192

以上